

パナソニックグループ
コンプライアンス行動基準

目次

「パナソニックグループ コンプライアンス行動基準」について … 3

- ・「パナソニックグループ コンプライアンス行動基準」の位置づけと目的 …… 4
- ・本行動基準の発効と適用範囲 …… 5
- ・本行動基準に違反した場合 …… 5

第1章 私たちの基本的責任 …… 6

- 1. すべての社員の基本的責任 …… 7
- 2. すべての責任者の追加的責任 …… 8
- 3. 公正な判断のために …… 9

第2章 私たちの職場 …… 10

- 1. 互いの尊重 …… 11
- 2. 健康と安全の保護 …… 12

第3章 私たちの経営資源 …… 13

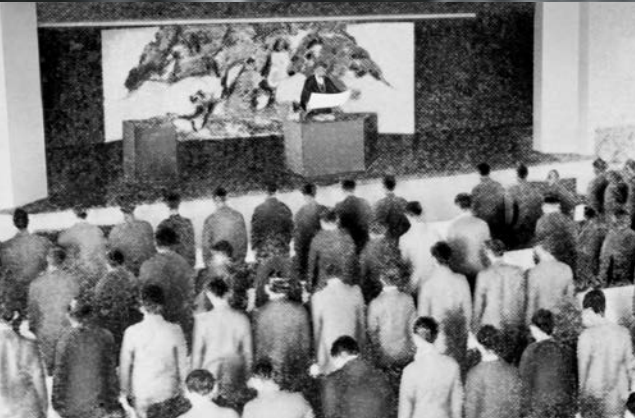
- 1. 利益相反の防止（公私のけじめ） …… 14
- 2. 社外とのコミュニケーション …… 15
- 3. 会社資産の保護・活用 …… 16
- 4. 企業情報の適切な作成・記録と開示 …… 17

第4章 私たちの取引活動 …… 18

- 1. 贈収賄・腐敗行為の防止 …… 19
- 2. 製品・サービスに関する約束の実行と安全性・品質の確保 …… 20
- 3. 公平・公正な調達活動 …… 21
- 4. 政府機関との関わり …… 22
- 5. 信頼と公正な競争に基づいた事業の推進 …… 23
- 6. グローバルな取引規制への対応 …… 24

第5章 私たちの社会的責任 …… 25

- 1. 人権の尊重 …… 26
- 2. 環境の保護 …… 27
- 3. プライバシーの尊重 …… 28
- 4. インサイダー取引の防止 …… 29



「パナソニックグループ
コンプライアンス行動基準」について ▶

「パナソニックグループ コンプライアンス 行動基準」について



「パナソニックグループ コンプライアンス行動基準」の位置づけと目的

パナソニックグループは、創業者の松下幸之助によって確立された経営理念に根差して、すべての企業活動を進めてまいりました。そして、その経営理念の根幹である綱領・信条・七精神を社員一人ひとりが実践し、お客様・お取引先様・株主様その他のステークホルダーと共有し、その理念に則って活動することをコミットしてきました。

2021年10月1日、綱領に謳われた「社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与」すること、すなわちパナソニックグループの事業の目的である「社会の発展への貢献」を実践する際の拠り所となる「経営基本方針」を、自主責任経営の徹底を目的とした新たな「事業会社制」への移行に伴い、現在の社会情勢や事業環境に照らしながら大きく改訂しました。

一人ひとりが持てる能力・スキルを最大限発揮し、その一人ひとりがあるべき理想の姿を考え抜き、お互いに言うべきことを言い、多様な人財の異なる意見を積み重ねて迅速に質の高い意思決定をし、弛みなく改善を重ねることで、誰にも負けないお客様や社会へのお役立ちを果たす。そして常に現在の状況を素直に見極め、現在の方向性が社会の状況に合わない、あるいはより良い方策があるならば、躊躇せず少しでも早く新たなより良い道を選ぶ。私たちは、こうした基本的な考え方と行動の指針を日々実践していかなければなりません。

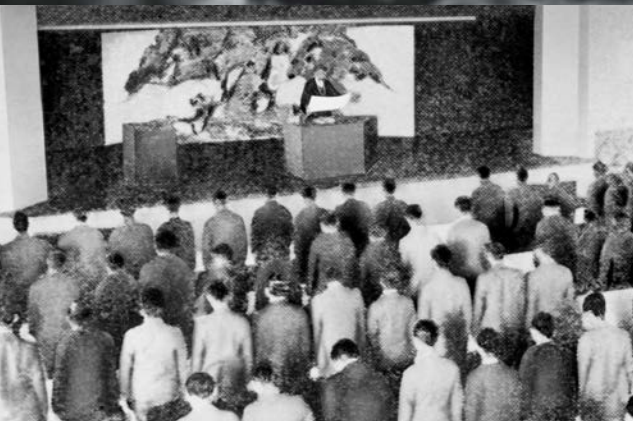
この経営基本方針の実践において前提となる要諦として、「社会正義」の実践があります。私たちは、「社会の公器」として、社会から経営資源をお預かりして事業を行う以上、これらを社会のために正しく運営するとともに、その関係先に対して持つ責任を完全に果たすことが求められます。法令や社会道徳に反しないことはもちろん、私心にとらわれず、「社会のために何が正しいのか」を常に考え、常に誠実でフェアプレーに徹した行動をすることが大切です。また、そのために、正しい知識を学び、実践していかなければなりません。こうした「社会正義」を弛まず実践することが、社会や業界、お取引先様の真の発展に貢献することとなります。

経営基本方針は、こうした「社会正義」の実践だけでなく、ステークホルダーの皆さまとの共存共栄、多様性の尊重、地球環境との調和への貢献、企業の社会的責任など、私たちが、コンプライアンスを実践しながら事業活動を進めていく上で重要となる考え方や行動の指針についても説いています。

本「パナソニックグループ コンプライアンス行動基準」（以下、「本行動基準」という）は、こうした経営基本方針を体現し、コンプライアンスを実践しながら事業活動を進めていく上で、パナソニックグループ各社が果たすべき約束、およびパナソニックグループ社員一人ひとりが果たすべき約束を定めています。

パナソニックグループの経営基本方針

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1. <u>企業の使命</u> | 6. <u>経営基本方針の実践</u> |
| 2. <u>パナソニックグループの使命と今なすべきこと</u> | 7. <u>お客様大事</u> |
| 3. <u>綱領</u> | 8. <u>自主責任経営</u> |
| 4. <u>信条・七精神</u> | 9. <u>衆知を集めた全員経営</u> |
| 5. <u>パナソニックグループの「経営基本方針」</u> | 10. <u>人をつくり人を活かす</u> |



「パナソニックグループ コンプライアンス 行動基準」について



本行動基準の発効と適用範囲

- 本行動基準は、パナソニック ホールディングス株式会社の取締役会が制定・改定し^(※1)、パナソニックグループ各社に通知し、各社の取締役会の決議やその他適切な社内手続により発効します。^(※2)
- 本行動基準は、上記の発効手続を経たパナソニックグループ会社^(※3)および当該会社の社員^(※4)に適用されます。
- また、一定の場合にはお取引先様に適用される場合もあります（取引の条件としてお客様に順守を求める場合など）。

(※1) パナソニックグループ会社が果たすべき約束、およびパナソニックグループ社員の一人ひとりが果たすべき約束を実質的に変えない変更・更新等の対応（各章の「参照情報」（「本行動基準への違反がもたらす結果の例」を含む）の変更・更新、写真・デザインを選択・挿入、その他形式的な表現の変更・更新等）については、パナソニック ホールディングス株式会社のグループCEOまたはグループゼネラル・カウンセル（グループGC）が都度これを行うことができます。

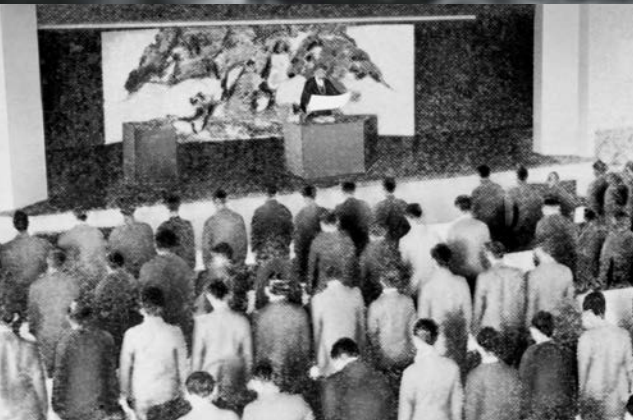
(※2) パナソニックグループ会社は、パナソニック ホールディングス株式会社の事前承認のもと、各国・各地域の法令・規則、慣習、事業形態などに応じて本行動基準の内容を補足する追加的事項を定めることができます。

(※3) 「パナソニックグループ会社」とは、パナソニック ホールディングス株式会社、その子会社（会社法第2条第3号に定義される子会社）および国際財務報告基準（IFRS）に基づきパナソニック ホールディングス株式会社の連結対象となる会社をいいます。本行動基準の中で言及される「パナソニックグループ」や「パナソニック」「当社」は、そのようなパナソニックグループ会社の総称をいいます。

(※4) 本行動基準における「社員」とは、(1)パナソニックグループ会社と雇用関係にある社員、嘱託等およびその指揮命令を受けて業務に従事する派遣社員・出向社員（以下、「従業員」という）、および(2)パナソニックグループ会社の取締役、執行役員、参与、フェロー、監査役、特別顧問および顧問（以下、「役員」という）の総称をいいます。

本行動基準に違反した場合

- 役員・従業員を問わず、本行動基準に違反した場合は、適用される社内ルール、就業規則、個別契約、法令等に基づき、懲戒処分（解雇を含む）の対象になります。
- さらには、法令等の違反も引き起こし、違反者個人に対して刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科され、また、所属している会社に対して制裁金その他の行政処分が課され、または刑事罰（罰金）その他の制裁が科される場合があります。
- また、会社の経済的損失や、信頼の毀損、レピュテーション上の問題につながる可能性もあります。





私たちは、
一人ひとりの責任を理解し、
コンプライアンスを実践します。



第1章

私たちの基本的責任



1. すべての社員の基本的責任

本行動基準は、全世界のパナソニックグループのすべての社員に適用され、すべての社員は、以下の責任を負っています。

- 私は、自分の行動が、パナソニックの社会からの信頼やブランドに対するイメージ、社会において果たすべき役割に対して影響を及ぼすことがあることを理解しています。
- 私は、経営基本方針および本行動基準を常に実践して誠実に業務を遂行します。
- 私は、本行動基準を読み、理解し、日々の業務に関連する法令等や社内ルールに習熟します。もし、分からないことがあれば質問します。
- 私は、指定されたコンプライアンス研修を速やかに受講します。
- 私は、職場の状況に常に注意を払い、万が一疑わしい行動やコンプライアンス違反の兆候を見聞きしたら、必ず報告・相談・通報します。
(「問題の報告」参照)
- 私は、コンプライアンス違反を通報したと思われる人に対して、不利益に扱う、差別する、といった報復を絶対にしません。
報復はそれ自体が本行動基準の違反であり、私が報復を受け、または他の誰かが報復を受けるのを見た場合、速やかに報告します。
(「報復禁止」参照)
- 私は、万が一、コンプライアンス違反の疑いがあった場合、調査に全面的に協力します。



第1章

私たちの基本的責任



2. すべての責任者の追加的責任

すべての責任者（すべての役員や組織責任者を含む）は、「すべての社員の基本的責任」に加えて、担当する組織について、以下に掲げる更なる責任を負っています。

- 私は、経営基本方針と本行動基準に基づき、チームのために正しい目標を設定し、公明正大に事業活動が行われるように徹底しながら、理想の社会の実現に向けてチームをけん引します。
- 私は、自ら率先して高いコンプライアンス基準の模範となり、行動や発言、業務上の意思決定において、本行動基準を順守します。
- 私は、チームのメンバーに対して、コンプライアンスや本行動基準の重要性について明瞭かつ分かりやすい言葉を用いて定期的に発信します。
- 私は、コンプライアンスファーストの風土を徹底し、本行動基準、社内ルール、法令等に違反して達成される業績を決して認めません。
- 私は、担当業務における最新のコンプライアンスに関する知識を自ら積極的に習得するとともに衆知を集め、知識や学びをチームと共有します。
- 私は、チームのメンバーが定期的にコンプライアンスに関する研修を受講する機会を設け、受講内容を期限内に完了できるように必要な時間を確保します。
- 私は、担当業務に影響を与えるコンプライアンス上のリスクが日々刻々と変化することを念頭に置き、コンプライアンス実践に向けたプロセスや仕組み、それに充てる人員その他のリソースが適切かどうかを定期的に検討し、関連する担当部門と連携して適切な見直しを提案し、実施します。
- 私は、言うべきことを言い合える風土を醸成し、懸念や疑問があれば躊躇なく報告・相談・通報するように呼びかけます。また、メンバーの報告や相談が常に真摯に受け止められ、かつ、いかなる報復からも保護されることをメンバーに周知します。
- 私は、自身が直接管理するメンバーによるコンプライアンスの実践について必要な監督を行います。
- 私は、チームのメンバーからコンプライアンス上の懸念や疑問の報告・相談を受けた場合、適切に関連部門と連携し、上位者に対して報告するなど、速やかに対応します。また、認識した重大な懸念については、速やかに適切なルートで調査されるように報告します。
- 私は、担当業務に影響を及ぼす違反を認識した場合、関連部門と連携し、問題に対して迅速に是正措置を講じ、より広範な対応が必要かどうかを検討します。

上記に加え、役員および事業場長は、法令等・社内ルール上の自らの義務を果たし、また、パナソニックのコンプライアンスをけん引するため以下についても責任を負っています。

- 私は、コンプライアンスを実践するためのあるべき組織風土を明確に示し、担当領域において公明正大に業務を遂行し、けん引します。
- 私は、担当領域において、コンプライアンスを確保するための体制・仕組みを構築・維持し、コンプライアンスを徹底するとともに、その順守・実践状況について監督します。
- 私は、担当領域におけるコンプライアンスを確保するための体制・仕組みを定期的に見直し、必要に応じて変更します。
- 私は、担当領域において、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合には、速やかに徹底した真因分析、是正措置および再発防止のための対応を行います。さらに、コンプライアンスを確保するために必要な体制・仕組みに関する問題や具体的なコンプライアンス違反を窺わせる事情がある場合には、具体的な問題の有無を確実に確認し、対応します。



第1章

私たちの基本的責任

3. 公正な判断のために

パナソニックが社会の発展に貢献できるかどうかは、一人ひとりの判断と行動にかかっています。公正な判断をするということは、自分の行いについてあらためて考えるプロセスでもあります。自分の判断が公正であるか悩ましい場合は、次のような観点から自問してみてください。

- それは合法ですか？
- それは経営基本方針、本行動基準や社内ルールに沿っていますか？
- それはPanasonicブランドのイメージを傷つけないか？
- それについて良心の痛みを感じませんか？
- それはステークホルダーに悪影響を及ぼしませんか？
- それがニュースの見出しとなり、またはソーシャルメディアで共有される場合、どのように書かれるでしょうか？
- 全社員がそのように行動した場合、会社にどのような影響がありますか？

責任者においては、次のような観点からも自問してみてください。

- それは正しいやり方で行われてきたのでしょうか？
- 適切なプロセスがとられましたか？
- その問題は一過性のものか、それともより大きな問題の一部でしょうか？

問題の報告：

もし、これらの観点からの検討の結果、経営基本方針や本行動基準、社内ルール、または適用される法令等に違反する可能性がある場合は、以下を通じて問題を報告してください。よく分からない場合でも構いません。見て見ぬふりをしないでください。

パナソニックは報告されたすべての問題を調査します。

- 上司・責任者・経営幹部
- 人事部門、法務・コンプライアンス部門、その他関係部門

- グローバルホットライン 

24時間365日、いつでも通報を受け付けており、国内外のパナソニックグループの社員（過去の社員を含む）またはお取引先様は、誰にも知られず匿名で通報することができます。

報復禁止：

パナソニックは、問題を報告した社員に対する報復を決して許しません。



私たちは、
安全・安心な職場で
多様な個性を活かしあい、
衆知経営を実践します。





第2章

私たちの職場



1. 互いの尊重

パナソニックグループは、グローバルに展開する事業の中で活躍する人材育成に取り組み続けるとともに、職場のDiversity, Equity & Inclusion (DEI) を推進しています。DEIとは社員一人ひとりの個性を尊重し、組織として活かしあうとともに、一人ひとりの個性に応じて挑戦する機会を公平に提供することです。私たちは、多様なものの見方・考え方を受け入れ、尊重することで、知恵を結集して経営を行うこと、すなわち衆知を集めて経営に活かすことを大切にしていきます。

パナソニックの約束

- パナソニックは、いかなる差別やハラスメントも認めず、一人ひとりの個性が尊重される会社になるための仕組みを構築し、啓発活動を行います。
- パナソニックは、一人ひとりの個性に応じて多様な人材が挑戦し活躍できる環境をつくるために、成長の機会や評価・報酬・人材育成・登用等に関わる会社の制度や仕組み、取組みを推進します。
- パナソニックは、一人ひとりが個性を発揮し、組織として活かしあうために、多様な働き方や協働する組織づくりなど、快適な職場環境づくりを推進します。

一人ひとりの約束

- 私は、年齢、性別、人種、肌の色、信条、宗教、社会的身分、国籍、民族、配偶者の有無、性的指向、性同一性と性表現、妊娠、病歴、ウイルス等への感染の有無、遺伝情報、障がいの有無、所属政党や政治的指向、所属労働組合、兵役経験などによる差別や差別につながる行為を行いません。
- 私は、個人の多様な価値観を認め、互いに中傷や誇張した言動、いじめ、また、あらゆる形態のハラスメント・暴力等の人格を無視する行為を行うことなく、公正で明るい職場づくりに努めます。
- 私は、同僚、上司、役員などが差別やハラスメントをしたときには、速やかに対処します。
具体的には、行為を行った本人に対し、直ちに、率直かつ誠実に意見を伝え、または、被害を受けた人に対して支援する等の対応を行います。
また、差別やハラスメントについて速やかに報告・通報します。[「問題の報告」参照](#)

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「Panasonic Group DEI (Diversity, Equity & Inclusion) Policy」
- 「人権・労働コンプライアンス規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)

【社内問い合わせ先】

- 人事部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- イコールパートナーシップ相談窓口 (日本のみ)
- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- ハラスメントは暴行や強制わいせつなどの犯罪に該当し、刑事罰(罰金や懲役刑・禁錮刑)の対象となることがあります。
- 国によっては、会社にセクシュアルハラスメント等のハラスメント対策をとる責任が課されており、それを怠る場合には、会社に対する行政処分や罰金が科されることがあります。
- 多くの企業が購入先におけるダイバーシティを重視しており、不十分な対応は事業機会を失うリスクにつながります。
- ハラスメントや差別を放置する会社は、大規模な集団訴訟(クラスアクション)を含む訴訟を起こされたり、高額の損害賠償を求められたりする可能性があります。



第2章

私たちの職場



2. 健康と安全の保護

企業には、職場で働くすべての人が安全に安心して健康的に働くことができる職場環境を提供する義務があります。健康と安全、そして安心感を得られることは、人間にとって根本的に必要な事項のひとつと言えます。健康とは、単に病気ではない、怪我をしていない、ということではなく、心身ともに元気に、活力高く生活できることです。安全な職場環境を整え、組織の十分なコミュニケーションが図られることによって初めて、安心感を得ることが可能であり、すべての人が自らの力を存分に発揮することができます。

パナソニックの約束

- パナソニックは、「人間尊重」の精神に基づき、「心身ともに健康で安全に働くことができる快適な職場」の実現に向けて万全の配慮と不断の努力を行います。また、その実現のために、安全衛生推進体制の構築、危険・有害要因の抽出とリスクアセスメントの実施、その結果に基づく対策・改善を計画的に推進します。その着実な推進を図るため、パナソニックは必要な教育・訓練を計画的に実施します。
- パナソニックは、労働時間や休日等に関する法令等を順守し、働く人が心身の健康を維持し健全な生活を送ることができるよう、労働時間や業務負荷の適正化に努めます。〔「人権の尊重」参照〕
- パナソニックは、健康の実現のために、健康診断等の実施のみならず、健康増進のために必要な知識や啓発機会の提供に取り組みます。

一人ひとりの約束

- 私は、定められたルールや手順に則り、安全な作業、業務推進を行うよう努めます。
- 私は、職場において危険、有害な作業や設備、環境に気付いたときは、直ちに上司や関係者に報告し対策を求め、その状態を放置しないようにします。
- 私は、職場の安全の維持向上に必要な活動や教育に積極的に参加するとともに、職場内のコミュニケーションを活性化させ心身の健康増進に努めます。
- 私は、自分自身では直に取り除くことのできないリスクを見つけた際には、上司、安全衛生検査員等の担当者、ホットラインEARSなどを通じて報告・通報し、リスクを解決するために最適な対応が取られるようにします。〔「問題の報告」参照〕
- **【責任者】** 私は、責任者として、部下が安全かつ健康的に働くことができる職場環境の維持向上に努めます。また、部下に適切な目標設定を行い、その力を存分に発揮できるよう適切なコミュニケーションを図り部下の声に耳を傾けるとともに、そのモチベーションの向上に努めます。
- **【責任者】** 私は、部下が法律上の上限を超えて勤務することや、労働時間の過少申告、虚偽申告をすることがないよう勤務実態の把握に努めます。

参照情報

【グループ共通ルール】

- 「安全衛生管理規程」(日本のみ)
- 「日本地域人事業務がバナンス規程」(日本のみ)
- II. 健康・安全衛生
 1. 健康保持増進基準
 2. 化学物質管理規程(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください)


【社外に公開している方針】

- パナソニックグループ 健康イニシアティブ (健康経営)

【社内問い合わせ先】

- 人事部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 労働安全衛生に関する法律違反として、個人と企業の両者に対して、刑事罰(罰金や懲役刑・禁錮刑)が科されるおそれがあるほか、安全性が改善されるまで業務を停止しなければならないおそれがあります。
- 労働安全衛生のしかるべき水準が確保されていない場合、社員や来訪者に重大な傷害を負わせるおそれがあります。
- 職場での重大な事故は、会社の信用を大きく傷つけることになり得ます。



私たちは、
経営資源を正しく活用し、
社会に貢献します。



第3章

私たちの経営資源

1. 利益相反の防止（公私のけじめ）

私たちは、「社会の公器」として、社会からお預かりした人材、資金、土地、物資などの経営資源を最大限に活かし、その活動から生み出す価値を最大化し、社会に貢献しなければなりません。そのような中で、自らの利益を追求するために会社の資産や情報を悪用したり、不当に他者の便宜を図ったりすることなどはありません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、利益相反の防止、特定、管理および是正に関する社内ルールを定め、その周知と順守を徹底します。

一人ひとりの約束

- 私は、「利益相反」とは、自分自身や、自分の家族、親しい友人等の個人的利益や社外活動が、会社の事業における判断や行動、忠実な業務遂行に影響し、直接的・間接的にパナソニックグループの利益と相反している状況、またはそのように見える状況であることと理解し、利益相反の防止についての社内ルールを順守します。
- 私は、上司に開示することなく、自分自身や家族が経済的な利害関係（社内ルール上開示対象とされている利害関係）を有する相手といかなる取引も行いません。
- 私は、適用される社内ルールで認められている場合を除き、購入先様、お客様、お取引先様および競合他社から、贈答品、謝礼、支払い、サービス、その他の便益を受け取りません。
- 私は、業務時間中、パナソニックのために職務に専念し、他の事業には従事しません。
- 私は、業務で取り扱う非公開の情報を、業務の遂行のために必要な目的以外で使用したり、第三者に開示したりしません。
- 私は、現に利益相反がある、またはその可能性がある場合、関連するすべての情報を速やかに社内ルールに従って開示します。
- **【責任者】** 私は、責任者として、開示された利益相反を承認または否認する前に、関連するすべての事実を確認し、利益相反から生じるパナソニックへのリスクを最小限に抑えるための適切な措置を考えます。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「利益相反防止規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)

【社内問い合わせ先】

- 法務・コンプライアンス部門
- 人事部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 利益相反から生じる問題は、詐欺、横領や背任、インサイダー取引に至れば犯罪に該当し、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）の対象となることもあります。
- 利益相反から生じる問題により、長期にわたる調査が行われ、その結果、事業が大きな打撃を受けてしまうおそれがあります。

第3章 私たちの経営資源

2. 社外とのコミュニケーション

正確かつ誠実な社外への情報発信およびコミュニケーションは、お客様、お取引先様や社会からの信頼の大前提であり、ブランド価値を守り向上させていくために必要不可欠です。

パナソニックの約束

- パナソニックは、広報・宣伝などのコーポレートコミュニケーション活動を通じて、製品・サービスや技術などに関する公正かつ正確な情報を広く社会の人々にお知らせすることにより、ブランド価値の向上に努めます。また、当社の経営基本方針についても広く伝えていきます。
- パナソニックは、常に社会やお客様の声に耳を傾け、それらを謙虚に受け止め、適切に事業活動に反映していきます。
- パナソニックは多様性を尊重し、常に事実に基づく表現を基本として、コーポレートコミュニケーション活動を行います。社会的差別につながるもの、他を中傷したり個人の尊厳を損なうものは表現の対象としません。本行動基準に則って明確に発信し、誠実かつ透明性のある文化を守っていきます。

一人ひとりの約束

- 私は、会社とステークホルダーとの関係性を最適化するため、ブランドやコミュニケーションに関する全社方針を順守します。
- 私は、会社からメディア対応を任されている場合に限り、会社を代表して、メディアにコンタクトし、またはメディアからの問い合わせに対応します。
- 私は、公の場で話すときには、会社、お取引先様やお客様に関して、社外秘ではなく公開情報のみを話し、また、私が会社を代表して話すときには、権限を有し、かつ指示された範囲内でのみ話します。
- 私は、自分の発言が会社を代表していると受け取られる可能性について意識し、発言が誠実かつ適切で、私たちのブランド価値に相応しいものであるように心がけます。
- 私は、個人のソーシャルメディアでの発信を含め、自分が発信する情報や意見がパナソニックのものとなされ、会社やブランドに影響を及ぼす可能性があることを理解しています。私は、会社からその役割に指名された場合にのみ、パナソニックを代表してソーシャルメディアに投稿します。
- 私は、自分のコメントがいかなる第三者の知的財産権も侵害しないよう最善を尽くし、また、私たちの情報セキュリティに関する社内ルールにも違反しないようにします。
- 私は、社外とコミュニケーションをとるときやコメントするときは、相手や他者の意見、アイデンティティ、プライバシーを尊重します。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「デジタルメディア運用規程」
- 「パナソニックグループ ソーシャルメディアガイドライン」
- 「情報セキュリティ業務規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)

【社内問い合わせ先】

- ブランド・コミュニケーション部門
- IR部門
- 情報セキュリティ部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 知的財産権の侵害、営業秘密や個人情報の漏えいについては、行為者個人に対する罰金や制裁金、国・地域によっては刑事罰（懲役刑・禁錮刑）が定められています。個人だけでなく所属企業が刑事訴追や行政処分（制裁金）の対象となる可能性もあります。
- 上場会社の情報を漏えいすると、株価に大きな影響を与え、証券取引関連法令の違反となり、投資家を害するおそれがあるだけでなく、場合によっては、行政処分（課徴金）や、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるおそれもあります。

第3章

私たちの経営資源

3. 会社資産の保護・活用

私たちは、経営資源を最大限に活かしきり、その活動から生み出す価値を最大化し、社会に貢献しなければなりません。資金や不動産、各種機器・備品から情報、知的財産、ブランドに至るまで、私たちの有形・無形の資産を守り適切に活用することはパナソニックが社会の公器として活動をするために必須の条件であり、社員の一人ひとりがこの責任を果たしていくことが不可欠です。

パナソニックの約束

1. 資産の保護・活用

- パナソニックは、事業の成長と企業価値の最大化を図るため、法令等に従って有形・無形の資産（情報、知的財産やブランドを含む）を獲得・保護し、効果的に活用するためのルールを定めます。
- パナソニックは、協力会社、お取引先様、その他の第三者の資産（情報、知的財産やブランドを含む）を尊重します。

2. 情報セキュリティ

- パナソニックは、情報セキュリティのニーズが急速に変化していることを認識し、定期的に社内ルールを見直します。
- パナソニックは、保有する他者・当社の情報について、サイバー攻撃の脅威に対する防衛を図ります。

3. ブランド

- パナソニックは、我々の価値観を示し社会との絆そのものであるブランドの独自性や一貫性を守るための社内ルールを整備します。
- パナソニックは、特別な理由がない限り、第三者に当社ブランドの使用を認めることはしません。

一人ひとりの約束

1. 資産の保護・活用

- 私は、社内ルールに従って、当社の有形・無形の資産（情報、知的財産やブランドを含む）を適正な業務遂行のためにのみ使用し、窃盗・不正利用等の資産価値を損なう行為は一切行いません。また、会社の資産を紛失しないように最善の注意を払います。
- 私は、他者の資産についても、適正な業務遂行のために認められた範囲内でのみ使用します。
- 私は、社内ルールに従って、会社の知的財産（各種データ等を含む）を獲得・保護し、その戦略的活用に努めます。
- 私は、他者の知的財産を尊重し、侵害しないよう最善を尽くします。

2. 情報セキュリティ

- 私は、経営戦略情報、技術情報および個人情報など業務で取り扱う情報（以下、「会社管理情報」という）は、会社の重要な資産であると認識しています。私は、これらの情報を、不正アクセス・改ざん・漏えいから守るため、社内ルールに従って慎重に取り扱い、廃棄します。
- 私は、他者から情報を受け取る必要があるかを十分吟味します。そして、私は、他者から情報を受け取る場合、受け取った情報の機密を保持し、情報漏えいを防止するために、会社の情報を保護するための措置と少なくとも同等の措置を講じます。
- 私は、許可なく他者に会社管理情報を開示・共有することはありません。
- 私は、退職時は、職務上受け取った会社や他者の会社管理情報を返却し、退職後に開示・利用は行いません。

3. ブランド

- 私は、ブランドの使用にあたり、社内ルールを順守します。
- 私は、会社のコミュニケーション活動において、品位・品格を確保した適切なブランド表示に努めます。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「知的財産基本規程」 ・ 「情報セキュリティ業務規程」
- 「全社 ブランド基本規程」 ・ 「全社 ブランドマネジメント業務規程」（所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。）」

【社内問い合わせ先】

- 知的財産部門 ・ 情報セキュリティ部門
- ブランド・コミュニケーション部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 資産、営業秘密や知的財産権の窃盗・侵害は多くの国で犯罪行為とされており、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）の対象となります。被害者から損害賠償を求められることもあります。
- 他者の営業秘密を許可なく開示した場合には、不正開示として犯罪行為となり、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）の対象となります。中途入社した社員が前職における営業秘密を開示した場合もこれに該当します。
- ブランドを、法的な権利者との間で締結された許諾契約に定められた範囲・態様で使用しないと、国際税務上の問題が発生する場合があります。

第3章 私たちの経営資源

4. 企業情報の適切な作成・記録と開示

パナソニックグループの会社は、日本をはじめ複数の国で上場しており、投資家や規制当局から、事業活動に関する情報を適時に、かつ、正確に開示することを求められています。また、お取引先様は、私たちが開示した財務情報その他の情報を信頼して私たちとの取引関係を構築されます。私たちの事業戦略上の意思決定は、内部の報告やデータに基づいて行われます。社会からお預かりした経営資源を適切に活用し信頼を維持しながら事業を行っていくためには、正しく企業情報を管理し開示していくことが重要です。

パナソニックの約束

- パナソニックの会計処理は、法令等および一般に公正妥当と認められた会計上の諸原則に従い、常に公明正大に行われます。また、当社の経営成績や財政状態を正しく反映した正確な財務記録を作成し、社会の公器たる会社の業績・財政状態をお客様・株主様・投資家・社員等のステークホルダーに正しく伝えます。
- パナソニックは、グループ全体の財務報告の信頼性を担保し、また、財務情報を含む企業情報の開示が適時適切かつ適法に行われるよう、内部統制の仕組み・体制を構築し維持します。
- パナソニックは、法令等により開示が要請される情報やESG（環境・社会・ガバナンス）情報など開示すべきと判断する情報について、適切な内部統制手続きに基づき、公正、正確かつ十分な内容を開示するよう努めます。
- パナソニックは、文書や情報の記録・保管・処分が適切に行われるよう、社内ルールを構築し維持します。
- パナソニックは、社会からの当社に対する評価やご要望を謙虚に受け止め、これを事業活動に役立てるよう努め、透明性の高い企業であり続けます。
- パナソニックは、各国・各地域で、実態に即して正しく納税を行います。

一人ひとりの約束

- 私は、業績偽装や会計不正、政府当局等へ提出する文書・データおよびその他の外部用・内部用の報告資料の偽装・改ざん・不正などの不適切な行為を決して行いません。私は、承認された社内手続きに従って、すべての取引を含む業務を遂行します。
- 私は、売上・利益等の経営目標達成のために社内ルールに反する処理を行いません。
- 私は、出張や贈答・接待等を含むすべての経費請求について、社内ルールに従って適切に処理します。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「経理方針」
- 「経理規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)

【社内問い合わせ先】

- 経理・財務・IR部門
- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 政府当局や税務当局に虚偽の財務情報その他の虚偽情報を提出した場合、個人と企業の両者に対して、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるほか、企業に重加算税を含む追徴課税が課されるおそれもあります。
- 誤解を招く情報開示は証券取引関連法令等の違反であり、会社の信用を毀損させ、ブランド価値に甚大な損害をもたらすおそれがあるだけでなく、場合によっては、行政処分（課徴金）や、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるおそれもあります。
- 経費の不正請求や、ボーナスや報酬の増額を得るための売上その他の業績データの水増しは、会社に対する詐欺として犯罪行為に該当し、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）を科されるおそれがあります。



私たちは、
誠実に取引活動を行い、
お客様や購入先様、
お取引先様と信頼関係を
構築します。



第4章

私たちの取引活動

1. 贈収賄・腐敗行為の防止

私たちは、常に公明正大に事業を行い、どこよりも良い製品やサービスを提供し、それにより事業機会を得ていかなければなりません。私たちは、そのような活動の中において、公務員やお取引先様との間での贈収賄や腐敗行為により得られた事業機会や利益を決して認めません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、公務員やお取引先様との間での贈収賄や腐敗行為およびそのように見える行為を決して認めません。
- パナソニックは、販売仲介業者や行政サービス業者を含む第三者を介した贈収賄・腐敗行為を防止するために、それらのお取引先様のリスクを管理し低減するための社内ルールや仕組み（デューディジェンスを含みます）を構築し、推進します。リスク低減の方法には、贈収賄・腐敗行為防止に関する契約条項が含まれます。もしお取引先様が贈収賄・腐敗行為に関係していると考えられる場合において、そのリスクが十分に解消できない場合には、こうした契約条項に基づき、取引関係の停止や解消などの対応を行う場合があります。
- パナソニックは、公務員・お取引先様等との間での贈答・接待等に関する社内ルールを構築し、徹底します。
- パナソニックは、法令等に基づき公式に定められた支払いを除き、政府や規制当局の手續や決定を促進したり早めたりするために、公務員に対していかなる利益や支援を提供することも禁止しています。これらは、「ファシリテーションペイメント」と呼ばれ、例えば、税関の通関手續や許可証の発行手續を迅速にし、または完了させるためなどと称して、担当官から要求される少額の金銭などがこれにあたります。

一人ひとりの約束

- 私は、贈収賄・腐敗行為防止に関する社内ルールを順守します。
- 私は、ビジネス上の便宜を獲得・維持するなど不当な影響を及ぼす目的で、公務員またはお取引先様など（またはその親族や親しい関係者）の第三者に対し、いかなる利益の提供も申し出も行いません。現地では慣習としてそのような利益の提供が行われている場合でも行いません。「利益」には様々な形態があり、例えば、現金、ギフトカード、交通カード（タクシー、電車、バスなど）、商品引換券、クーポン、貸付金、マイレージなどの現金同等物、贈り物、食事、旅行その他の接待、サービスの対価、政治献金、寄付、スポンサーシップ、雇用・ビジネスの機会・インターンシップ（有給・無給）などが含まれます。
- 私は、ビジネス上の便宜を与えることと引き換えに、公務員、購入先様やお取引先様などの第三者から、自分自身、または自分の親族や親しい関係者に対する利益を受け取ったり、要求したり、働きかけたりしません。
- 私は、社内ルール（販売仲介業者や行政サービス業者などの業務委託先の贈収賄・腐敗行為リスクのスクリーニングなど）に従って取引を行います。
- 私は、政治献金、寄付、スポンサーシップ、ロビイング、雇用・採用、合併・買収・ジョイントベンチャーを検討する際には、社内ルールに従い、所定の手続を実施します。

参照情報

【グループ共通ルール】

- グローバル贈収賄・腐敗行為防止規程
- 贈収賄・腐敗行為防止に向けた特定取引先に関するリスク管理規程
- 贈収賄・腐敗行為防止に向けた贈答・接待等に関する規程
- 利益相反防止規程
- 日本公務員への対応に関する規程（日本のみ）
- 購入先などからの接待等の規律に関する規程（日本のみ）
（所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。）


【社外へ公開している方針】

- 贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン（お取引先様向け）

【社内問い合わせ先】

- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 公務員に対する贈賄は、パナソニックが事業活動を展開する各国・各地域において違法です。購入先や顧客などの民間取引先に対する商業贈賄を違法とする国もいくつもあります。そのような行為をすると、個人と所属企業の両者に刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるおそれがあります。
- 一部の国、地域の法律では、国外で行われた贈賄行為についても処罰の対象とされており、刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）を科されるおそれがあります。
- いかなる形にせよ、腐敗行為に関係すると、会社の信用に重大な悪影響を与えます。腐敗行為に関与した会社は、政府との取引に将来にわたって参加が認められなくなることもあり、また、民間事業者も取引を避けるようになるおそれもあります。

第4章

私たちの取引活動

2. 製品・サービスに関する約束の実行と安全性・品質の確保

私たちは常に公明正大に事業を行い、どこよりも良い製品やサービスを社会に提供し続けていかなければなりません。その前提として、製品やサービスに関するお客様や社会との約束を守り、製品・サービスの安全性と品質の確保に向けた活動を行うことは不可欠です。

パナソニックの約束

- パナソニックは、設計、開発、製造、マーケティング、販売のすべての活動において、製品とサービスの安全性と品質を最優先します。その前提として、法令等や規格・基準、およびお客様との契約や合意事項など、該当するすべての要求事項を順守するために必要な仕組みや社内体制を確立します。
- パナソニックは、事業に必要な許認可、免許、資格の適切な取得を含め、事業に適用される規制を順守します。また、個々の社員についても、必要な資格の適切な取得など、事業に適用される規制への順守を徹底します。
- パナソニックは、製品やサービスの安全性に影響を及ぼす可能性のある事項や、要求事項違反の疑いをもった場合、速やかに調査を行い、原因を究明します。安全上の問題がある可能性がある場合と判断した場合は、公的機関に全面的かつ透明性をもって協力するとともに、安全性の確保と再発防止のため必要に応じて迅速な措置を講じます。
- パナソニックは、多様な方への安全確保・向上を推進すると共に、より多くのお客様が、くらしや社会の中で不便さを感じることなく、快適に利用できるように、品質、性能、デザイン・使いやすさ、価格、環境への配慮などにおいて、より良い製品・サービスを開発します。
- パナソニックは、安全・安心な情報技術を利用した製品・サービスをお客様に提供するための施策を講じます。
- パナソニックは、事故を未然に防止し、安全に製品やサービスを使用いただくため、正しい使用方法などについて、分かりやすい表示や説明などの情報を適切にお客様に提供します。また、製品の設置から保守・修理まで、関連するすべての活動において安全を徹底します。

一人ひとりの約束

- 私は、製品やサービスの安全性と品質を意識して業務を遂行します。
- 私は、法令等や規格・基準、およびお客様との契約や合意事項など、該当する要求事項を満たすために、虚偽、または不正確な性能データや試験結果を用いることはしません。
- 私は、自分が担当する製品やサービスに適用される法令等や規格・基準、およびお客様との契約や合意事項について、会社から提供される情報や研修される内容を十分に理解し、順守します。もし、それらについて不明な点があれば、上司や関連部門に質問します。
- 私は、会社から業務に必要なものとして指定された資格、検定、免許等の許認可を適切に取得します。私は、必要な許認可を取得するまで、そのような職務を行いません。
- 私は、製品やサービスの安全性に影響を及ぼす可能性のある事項や、要求されている事項への違反の疑いに関する情報を知った場合、速やかに報告・通報します。（「問題の報告」を参照）
- 私は、自分が従うべき手続が非現実的または不可能である、または自分が受けた研修や自分の技能に基づいて判断したところ意味をなさないと考えた場合、上司に疑問を提起し、またはホットラインEARSなどを通じて報告・通報します。
- 【責任者】私は、自分が担当する製品・サービス、製造プロセスに適用される法令等（製造、販売または最終使用される国の法令等を含みます）につき積極的に知識を習得し、部下と共有します。私は、こうした要求事項を踏まえ、適切な技能、専門性や資格を備えた社員を各業務に起用します。

参照情報

【グループ共通ルール】

- 「品質基本業務規程」
- 「ユニバーサルデザイン業務規程」
- 「製品セキュリティに関する業務規程」
（所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。）


【社外へ公開している方針】

- 「製品安全に関する自主行動計画に係る基本方針」（日本のみ）

【社内問い合わせ先】

- 品質部門 ・ デザイン部門

【懸念や疑念がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 多くの国では、メーカーは、生命・身体・財産を害する製品の欠陥について責任を負っており、巨額の損害賠償責任が生じるリスクがあります。
- 製品の欠陥により重大な怪我や事故が生じた場合、企業が刑事訴追、多額の罰金の対象となるおそれがあるほか、個人に対しても刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるおそれがあります。
- 安全性の問題や虚偽情報の提供等につき、厳格な調査が求められる可能性があります。また、規制当局は、対象企業に調査結果の公表や製品リコールを求めるところもあります。さらに、製品の認証取消しや販売差止めにつながるおそれもあります。
- 必要な許認可を取得せずに業務を行った場合、法令等への違反として、企業への行政処分に加え、個人と所属企業の両者に刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるおそれがあります。

第4章

私たちの取引活動

3. 公平・公正な調達活動

私たちにとって、購入先様は当社との相互の信頼関係に基づき研鑽や協力を重ねながら、お客様が求める価値を創造するための不可欠なパートナーです。どこよりも良い製品やサービスをお客様に提供するため、購入先様と公平・公正な調達活動を行い、あわせて、お客様に安全・安心に製品やサービスを使用いただくため、企業の社会的責任や各国の法令等・規格などの順守を前提とした持続可能なサプライチェーンの構築を購入先様と取り組んでいかなければなりません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、「クリーン調達宣言」を徹底し、「企業は社会の公器である」という考えのもと、グローバルな購入先様と公平・公正な取引を行います。
- パナソニックは、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、輸出管理、情報セキュリティなど、様々な社会的要請およびこれらに関する国際規範や各国法令等を順守し、責任ある調達活動を購入先様とともに推進します。
- パナソニックは、サプライチェーン全体でこのような社会的責任を果たすため、「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」を定め、その順守を購入先様にも要請します。

一人ひとりの約束

- 私は、調達のプロセスに「私」を入れないという認識を持ち、定められた方針や手順に従って、購入先様と公平・公正な取引を行います。
(「利益相反(公私のけじめ)」参照)
- 私は、購入先様との関係においては、公平な競争原理が働く健全な関係を構築するために、「より厳しい節度・倫理観」が求められていることを理解しており、社内ルールを満たさない限り、購入先様を含むお取引先様等から、食事、もてなし、旅費負担を含む贈答・接待等を受けません。
(「贈収賄・腐敗行為の防止」)参照)
- 私は、購入先様との公平・公正な取引に反する行為を見つけた際には、速やかに報告・通報し、行為を是正するための最適な対応をとります。(「問題の報告」参照)
- 私は、責任ある調達活動の実践のため、物品・サービスの調達に際して、社内ルールに則り、法令等・社会規範の順守、当社の経営基本方針や本行動基準への賛同に加えて、環境への配慮、重要情報の機密保持、人権や労働安全衛生などの配慮等を購入先様に要請し、その実践状況を確認するなど、社内ルールで定められた所定の手続を実施します。(「健康と安全の保護」「会社資産の保護・活用」「人権の尊重」「環境の保護」参照)

参照情報

【グループ共通ルール】

- 「グローバル贈収賄・腐敗行為防止規程」
- 「購入先などからの接待等の規律に関する規程」
(日本のみ)
- 「サプライチェーン・コンプライアンス規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)


【社外へ公開している方針】

- 「調達方針」
- 「クリーン調達宣言」
- 「グリーン調達基準書」
- 「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」

【社内問い合わせ先】

- 調達部門
- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 民間企業との間の贈収賄も刑事罰の対象とする国が多数あり、違反の場合には、刑事罰(罰金や懲役刑・禁錮刑)を科されるおそれがあります。
(「贈収賄・腐敗行為の防止」参照)
- 購入先様を個人的な関係のみに依拠して選ぶことは、利益相反に当たるリスクがあります。
(「利益相反の防止(公私のけじめ)」参照)
- 国際基準を満たすため、多くの国でサプライチェーンにおける人権保護に関する法制化が進んでおり、法令等に違反した場合は、企業への刑事罰(罰金)や行政処分(課徴金、公共調達からの排除、公表措置等)、悪質な場合には個人への刑事罰(罰金や懲役刑・禁錮刑)が科されるおそれがあります。
- 国や地域によっては、サプライチェーン全体に対する人権や環境についてのデューデリジェンスの実施が法的義務とされています。お客様の多くは、購入先との調達契約上、現地法順守やお客様の企業価値実現のため、サプライチェーンにおける高い要求水準を定めており、それを満たせない企業は、事業機会を失うおそれがあります。

第4章

私たちの取引活動

4. 政府機関との関わり

政府機関との取引は、民間企業や個人との取引と同じではありません。政府機関や国有企業と取引を行う企業は、多くの場合、より高い基準の公正性・透明性を求められます。入札プロセス・調達におけるコンプライアンスや情報共有に関して求められる一定の要求事項に従わなければなりません。私たちは、政府機関や国有企業と取引する際に適用される特定のルールを理解し、順守しなければなりません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、政府機関との取引に誠実かつ公正に対応し、虚偽情報や誤解を招く情報を提供しないよう徹底します。
- パナソニックは、政府機関との取引（最終のお客様が政府の場合を含みます）について、適用されるすべてのルールや規則を順守します。
- パナソニックは、政府機関との取引に関する入札や受注にあたって、贈賄、腐敗行為、競争を阻害する行為その他の不適切な行為が行われないう徹底します。「贈賄・腐敗行為の防止」「信頼と公正な競争に基づいた事業の推進」参照
- パナソニックは、政府機関との取引に関して開示を求められる場合、要求されたすべての情報を開示します。
- パナソニックは、政府機関による入札条件や契約ルールの形成に関与し、または、入札者の製品・サービスを評価する立場にある等、取引参加者としての中立性に影響するような事情がある場合には、政府機関との取引に関する入札や契約手続に参加しません。

一人ひとりの約束

- 私は、政府機関との取引（最終のお客様が政府機関の場合を含みます）を担当する際には、上記「パナソニックの約束」を理解し、社内ルールやその他徹底された事項を順守します。
- 私は、政府機関の入札に参加する前に、関連する政府機関の調達規則を熟知するよう努めます。私は、提出する入札がそれらの規則を順守していることを確認します。
- 私は、政府機関との取引に関し、受注業者の選別や競合他社の応札内容等に関する政府内部の情報を不適切に入手しようとしたり、受領したりしません。
- 私は、政府機関からの情報提供の要請や、政府関係者から当社への業務提供の提案があった場合には、これに対して返答する前に、適宜上司に相談しその指示に従います（上司は必要に応じて法務・コンプライアンス部門への相談を指示します）。
- 私は、政府機関との契約に関し、懸念事項や不正行為に気づいたら必ず報告します。
- 私は、政府機関の職員に対してビジネス上の儀礼（慣習として行われるものを含みます）を提供するに際しての社内ルールを順守し、必要な手続を行います。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「グローバル贈賄・腐敗行為防止規程」
- 「贈賄・腐敗行為防止に向けた贈答・接待等に関する規程」（所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。）

【社内問い合わせ先】

- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 政府機関との取引において、不正や欺くような行為を行うと、犯罪行為として刑事罰（罰金や懲役刑・禁錮刑）が科されるおそれがあります。
- 国によっては、政府機関との取引において入札談合や不正請求が行われた場合、将来の政府調達において入札ができなくなったり、罰金や制裁金を科されたりするおそれがあります。

第4章

私たちの取引活動

5. 信頼と公正な競争に基づいた事業の推進

私たちは、公正かつ自由な競争を尊重し、厳しい競争の中で誰にも負けない立派な仕事をして、お客様に喜んで使っていただけるような製品やサービスを提供していかなければなりません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、公正かつ自由な競争を尊重します。
- パナソニックは、独占禁止法・競争法などの関連する法令等^(※1)を順守します。
- パナソニックは、カルテル・入札談合など禁止されている競争制限行為や、お取引先様の独立した自由な判断を違法に制限する行為を行いません。
- パナソニックは、どこよりも良い製品やサービスと、そうした製品やサービスに関する正しい情報をお客様に提供することにより、お客様の信頼の向上に努めてまいります。

一人ひとりの約束

- 私は、競合他社との活動に関する社内ルールを順守します。
- 私は、競合他社との間で、当社の製品やサービスの価格、将来の価格決定についての意向や数量、品質、性能や仕様、保証内容、お客様・市場・製品分野の棲分けその他製品やサービスの販売に関する条件など競争に影響を与える機微情報を議論、交換、共有しません。
- 私は、競合他社と接触する際には、議題に機微情報の交換が含まれていないことを確認するとともに、社内ルールに従って事前に承認を得ます。
- 私は、競合他社から機微情報の交換を求められてもすべて拒絶し、その場から退席します。その後、直ちに法務・コンプライアンス部門に報告します。
- 私は、お取引先様に対する再販売価格の拘束や、優越的地位の濫用^(※2)やその他の不公正な取引方法を通じた競争制限行為を行いません。
- 私は、当社や他社の製品・サービスに関して、根拠のない表示や不正確な表現、誤解を招く広告を行いません。

(※1)例えば、日本の下請法等を含みます。(※2)例えば、日本の下請法で禁止される行為等を含みます。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「競合他社との活動に関する規程」
 - 「競合他社との活動に関する業務基準」
- (所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)

【社内問い合わせ先】

- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑念がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- カルテルや入札談合等の独占禁止法・競争法への違反行為につき、企業には多額の罰金や制裁金が、個人には罰金や懲役刑・禁錮刑が科されるおそれがあります。
- 一部の国・地域では、海外で行われた行為であっても、その地域内の自由競争に影響を及ぼす場合には、上記の罰則等の対象となる可能性があります。
- カルテルや入札談合等の独占禁止法・競争法への違反行為により、お取引先様等が損害を受けた場合には、損害賠償責任が生じる可能性があります。不利益を受けた消費者等によるクラスアクション(集団訴訟)の提起を認める国もあります。
- 一部の国・地域では、製品・サービスの取引条件のみならず、労働市場に関する給与価格合意や引き抜き禁止の合意についてもカルテルの対象として執行が強化されており、上記の罰則等の対象となる可能性があります。
- 製品・サービスに関する虚偽の表示や誇大な広告については、企業への行政処分のみならず、個人と企業の両者に対して、刑事罰(罰金や懲役刑・禁錮刑)やその他の制裁が科されるおそれがあります。

第4章

私たちの取引活動

6. グローバルな取引規制への対応

私たちは、世界各国・各地域により高い文化社会が築かれることを目指してグローバルに事業を行っています。そのような国や地域では、貿易規制や経済制裁に関する法規制が定められ、日々刻々と変化しています。私たちは、こうした規制を十分に理解・順守し、グローバルな事業活動を展開していかなければなりません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、製品・サービス・ソフトウェア・技術・技術情報の取引において、輸出管理、関税規制、制裁法など適用されるすべての法令等（自国外で行われた行為に対しても適用のあるものを含みます）を順守します。
- パナソニックは、製品の出荷や技術情報の共有に必要な、すべての許認可を取得します。
- パナソニックは、取引に際して、規制または制裁を受けている個人、法人・団体、国・地域に関して適用されるすべての規制を順守するよう、取引先やその関係先、投資先や出資元などについて必要な検証や審査を行います。
- パナソニックは、反社会的勢力、テロ組織その他の組織的犯罪集団との関係を遮断し、いかなる要求に対しても毅然とした態度で対応します。

一人ひとりの約束

- 私は、輸出管理、制裁、通関に関するすべての社内ルールを順守します。
- 私は、取り扱う製品、仕向地や最終用途が、輸出入に関する法令等で取引が禁止・規制されていないものであることを確認します。
- 私は、取引を行う前に、直接および間接の相手先につき所定のスクリーニングを実施し、もし相手先が規制または制裁を受けている場合には法務・コンプライアンス部門に相談します。
- 私は、反社会的勢力その他の組織的犯罪集団との関係遮断に関するすべての社内ルールを順守します。
- 私は、当社および通関業者や輸送業者をはじめとした業務委託先による、輸出管理、制裁や関税法に関する違反の可能性を検知した場合には、速やかにそれを報告します。（「問題の報告」参照）

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「グローバル貿易規制・制裁法順守規程」
- 「取引先に関するコンプライアンスリスク スクリーニング規程」
- 「関税法順守規程」（日本のみ）
- 「反社会的勢力との関係遮断活動規程」（日本のみ）
（所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。）

【社内問い合わせ先】

- 法務・コンプライアンス部門
- 関税法順守については、物流部門
- 反社会的勢力との関係遮断活動規程については、人事部門（日本のみ）

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 輸出管理・制裁・通関に関する法令等に違反した場合、個人と企業の両者に対して、重い制裁金やその他の刑事罰（罰金や懲役・禁錮刑）が科されるおそれがあります。
- これらの法令等に違反した企業は、特定の国との輸出入ができなくなるおそれがあります。
- 輸出管理、制裁、通関に関する法令等の違反により、当社のレピュテーションを毀損するおそれがあります。また、官公庁との取引が停止され、民間企業から取引を拒絶されるおそれもあります。



私たちは、
企業の社会的責任を果たし、
理想の社会の実現を目指します。





第5章

私たちの社会的責任



1. 人権の尊重

私たちは、全世界で事業を展開しているグローバル企業として、事業活動において適用されるすべての法令を順守するとともに、国際連合や国際労働機関が定めた国際規範に規定されている国際的に認められた人権を尊重します。パナソニックグループで働く社員の人権はもちろんのこと、私たちの事業活動や製品・サービス、それらの取引などを通じて、私たちのステークホルダーの人権への悪影響が想定される場合においても、その予防、軽減、是正に努めていかなければなりません。

パナソニックの約束

- パナソニックは、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、若年労働者の保護、雇用機会・待遇の均等、雇用および職業における差別の排除、結社の自由、労使の対話、団体交渉権の効果的な承認、安全で健康的な労働環境の確保など、人権の尊重に関する社内ルールを制定し、順守を徹底します。
- パナソニックは、最低賃金、時間外労働手当および法的に義務付けられている福利厚生を含め、賃金に関して適用されるすべての法令等を順守します。
- パナソニックは、労働時間や休日等に関する法令等を順守し、働く人が心身の健康を維持し健全な生活を送ることができるよう、労働時間や業務負荷の適正化に努めます。[「健康と安全の保護」参照](#)
- パナソニックは、製品やサービスの開発や提供・取引にあたり、人権への負の影響の防止に努めます。
- パナソニックは、購入先様やお取引先様などに対しても、人権・労働コンプライアンスに関する当社の方針、施策への理解を求め、相互に協力しながら、サプライチェーンのリスクの監視、発現の防止や軽減、是正のための適切な措置に努めます。[「公平・公正な調達活動」参照](#)

一人ひとりの約束

- 私は、人権の尊重に関する社内ルールを順守します。
- 私は、年齢、性別、人種、肌の色、信条、宗教、社会的身分、国籍、民族、配偶者の有無、性的指向、性同一性と性表現、妊娠、病歴、ウイルス等への感染の有無、遺伝情報、障がいの有無、所属政党や政治的指向、所属労働組合、兵役経験などによる差別や差別につながる行為を行いません。
- 私は、個人の多様な価値観を認め、互いに中傷や誇張した言動、また、あらゆる形態のハラスメント・暴力等の人格を無視する行為を行いません。[「互いの尊重」参照](#)
- 私は、パナソニック、または会社の購入先様や業務委託先様、またはサプライチェーンにおいて、人権侵害、不当労働、差別、またはハラスメントが行われている可能性に気づいた場合、報告・通報します。[「問題の報告」参照](#)

参照情報

【グループ共通ルール】

- 「人権・労働コンプライアンス規程」
- 「サプライチェーン・コンプライアンス規程」
- 「AI倫理規程」
- 「サプライチェーン・コンプライアンス業務規程」
- 「サプライチェーン人権デュー・ディリジェンス実施細則」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)


【社外へ公開している方針】

- 「パナソニックグループ 人権・労働方針」
- 「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」
- 「パナソニックグループのAI倫理原則」

【社内問い合わせ先】

- 人事部門
- 法務・コンプライアンス部門
- 調達部門
- パナソニックグループ AI倫理委員会

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 多くの国で、強制労働の禁止や児童労働の実効的な廃止に関する法制化が進められており、それらの法令等の違反については刑事罰（法人に対する罰金、個人に対する罰金および懲役刑・禁錮刑）も定められています。
- 一部の国では、法律により、全部または一部が強制労働により製造された物品の輸入が原則として禁止されています。また、公共調達においてそのような物品の供給を法令等や入札基準で禁止している例もあります。
- 世界各国で整備が進められている法令等では、サプライチェーンの過程で人権が保護されているか否かについて、評価し報告する義務を企業に課しています。適切なプロセスを導入しない企業に対して、罰金を科す国もあります。
- お客様の多くが人権の尊重をブランドの中核に据えており、購入先に求める水準も高くなっています。購入先は、人権の尊重に関して求められる水準を順守していることの証明を求められ、それができない場合には、事業機会を失うおそれがあります。



第5章

私たちの社会的責任



2. 環境の保護

過去数世紀にわたり、産業活動は環境汚染やその他の公害の原因となってきました。世界各国・各地域の政府や国際機関も、この問題に対処するための規制を策定し、目標を設定しています。私たちは、物と心の両面で豊かさに満ちた「理想の社会」の実現に向けて邁進しなければなりません。私たちは、これまでも地球の環境問題に向き合ってきましたが、21世紀においては、これを最優先課題として、問題解決をリードする会社となり、積極的な取組みを進めていきます。

パナソニックの約束

- パナソニックは、製造および事業プロセスにおいて、排出物、汚染物質および有害廃棄物に関する規制を含む、環境保護に関する法令等を順守することを確保します。
- パナソニックは、事業活動が環境に与える影響を監視するプロセスを確立し、お客様、購入先様などのパートナー、地域社会と連携して継続的改善を推進します。
- パナソニックは、技術力とノウハウを活かし、お客様の環境価値を創出する製品・サービスを提供します。
- パナソニックは、CO₂排出量の削減、循環型モノづくりの向上、水資源の節約、事業活動や製品に使用される化学物質の環境・健康影響の低減に向けて、高い目標を設定し、実現に向けた活動に取り組みます。

一人ひとりの約束

- 私は、参加する事業活動において、環境への負の影響を最小限にするために徹底された事項や社内ルールを順守します。
- 私は、有害な化学物質の環境への放出が起こらないよう定められた管理を徹底します。
- 私は、オフィスにおいても工場においても、省エネルギー活動を実践し、水をはじめとする資源を無駄にせず、可能な限りリサイクルを行うよう努めます。私たち社員一人ひとりの小さな心掛けが、パナソニックグループ全体では大きな違いをもたらします。
- 私は、パナソニックの製造プロセスや製品・サービスの環境負荷が想定よりも大きい場合、あるいは、想定している環境負荷が偽りである疑いをもった場合には、理由のいかんを問わず速やかに報告・通報します。[（「問題の報告」参照）](#)

参照情報

【グループ共通ルール】

- 「環境基本規程」 ・ 「環境基本業務規程」
- 「製品化学物質管理業務規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)


【社外へ公開している方針】

- 「環境基本方針」

【社内問い合わせ先】

- 環境部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 環境法令に違反し、違法な産業廃棄物の放棄、違法な大気汚染や水質汚濁等を生じさせた企業・個人には、刑事罰（罰金や懲役刑・禁固刑）が科される場合もあります。
- 多くのお客様は厳しい環境法令を順守する必要があり、また、その製品・サービスをサステナビリティについての高度な基準を満たすものとして市場に展開します。お客様は、こうした要求や基準がサプライチェーンのあらゆるレベルで満たされていることを要請します。製品や部品がこうした環境基準を満たさない場合、事業機会を失うおそれがあります。



第5章

私たちの社会的責任



3. プライバシーの尊重

個人情報の内容は多岐にわたり、個別に、あるいは他の情報と合わせることで、プライベートな立場であれビジネスの立場であれ、個人を特定することができます。社会や企業におけるデータの使用、流通、保管が急速に進んでいます。こうした変化に伴い、企業にとって、個人情報の価値がこれまでになく高まり、人々は、個人情報がかどのように利用されるか、または悪用される可能性がないか、より強く意識するようになりました。また、個人のプライバシーを保護するために、世界各国で法令等が制定・強化されており、個人情報の慎重な取扱いが必要です。

パナソニックの約束

- パナソニックは、責任感と透明性をもって個人情報を収集し、取り扱い、共有するよう努めます。
お客様、お取引先様、社員の個人情報を処理する際には、関連するすべての国や地域のデータ保護規則および規制を順守します。
- パナソニックは、法令等で義務付けられている場合には、個人情報の取扱いに関して同意を求めます。
- パナソニックは、個人情報の取扱いに関する本人からのお問合せに対し、法令に従い速やかに対応できるプロセスを備えます。
- パナソニックは、適切な組織的対策、技術、セキュリティ保護措置を取り入れ、お客様やお取引先様、社員からお預かりした個人情報の紛失、悪用、不正な共有などを防ぎます。[（「会社資産の保護・活用」参照）](#)
- パナソニックは、個人情報の取扱いに関する問題やインシデントの疑いがある場合には、速やかに対処します。
また、必要に応じて規制当局への報告や影響のあった個人への通知を行います。
- パナソニックは、個人情報の取扱いに関する現地の法令等に変更があれば、迅速に対応しプロセスや保護対策の修正を行います。

一人ひとりの約束

- 私は、個人情報の取扱いにつき社内ルールを順守します。
- 私は、通知した目的の達成に必要なかつ妥当な範囲を超えて個人情報を利用・収集しません。
- 私は、本人から許可されまたは法令上許容されていることを確認した場合を除き、いかなる個人情報も、社内外を問わず他者と共有しません。
- 私は、個人情報の取扱いに関して、本人から質問、お問合せ、苦情を受けた際には、社内の手順に沿って、速やかに報告します。
- 私は、個人情報の紛失や悪用、または不正アクセスに気付いた際には、直ちに自分が所属する事業場・地域のインシデント報告ルートを通じて報告します。

参照情報

【グループ共通ルール】

- 「個人情報保護業務規程」
- 「グローバル個人情報管理ガイドライン」
（所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。）


【社外へ公開している方針】

- 「個人情報保護方針」（日本向け）

【社内問い合わせ先】

- 情報セキュリティ部門
- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- 個人情報の不適切な取り扱い、または、個人情報の漏えい等が発生した場合、該当する国の法令やその域外適用を受け、巨額の罰金等や業務停止等の制裁が科されるおそれがあります。個人情報の不適切な取り扱いには、該当する国の個人情報保護法令で定められている越境移転対応の不備も含まれます。

第5章

私たちの社会的責任

4. インサイダー取引の防止

私たちは、業務に携わる中で株式その他の有価証券の価格に影響を与える可能性のある未公表の内部情報を知ることがあります。しかし、言うまでもなく、私たちは、公平・公正に行動しなければならない、未公表の情報や重要な内部情報へのアクセスを、利己的または個人的な利益のために利用したり、他者に不当な利益を与えるために情報を共有したりしてはなりません。もし私たちがインサイダー取引を行ったり、他者がインサイダー取引をできるように未公表の情報を共有したりした場合、投資家やお取引先様をはじめとするステークホルダーの皆さまや社会からの信頼を喪失することになります。

パナソニックの約束

- パナソニックは、重要な内部情報を有する社員が、パナソニック ホールディングス株式会社やパナソニックグループの上場子会社またはお取引先様の株式その他の有価証券の取引を行うことを禁止します。

一人ひとりの約束

- 私は、インサイダー取引の防止に関する社内ルールを順守します。
- 私は、未公表の重要な内部情報を知りながら、パナソニック ホールディングスやパナソニックグループの上場子会社またはお取引先様の有価証券の売買を行いません。
- 私は、パナソニックで業務上必要な場合を除き、友人や家族を含む第三者に重要な内部情報を共有しません。また、第三者が未公表の重要な内部情報に基づき、パナソニック ホールディングスやパナソニックグループの上場子会社またはお取引先様の有価証券の取引で利益を得ることに加担しません。
- 私は、自分が重要な内部情報を保有しているか分からない場合、パナソニック ホールディングスやパナソニックグループの上場子会社またはお取引先様の有価証券を取引する前に法務・コンプライアンス部門に相談します。また、社内ルールで求められている場合には、パナソニック ホールディングスの株式売買にあたり必要な事前届出を行います。

参照情報


【グループ共通ルール】

- 「インサイダー取引防止に関する規程」
(所属する職場や地域の規程も併せて参照ください。)

【社内問い合わせ先】

- 法務・コンプライアンス部門

【懸念や疑問がある場合はこちらから】

- グローバルホットライン 

本行動基準への違反がもたらす結果の例

懲戒処分だけでなく、次のような結果を招くおそれがあります。

- インサイダー取引は各国・各地域において違法とされており、また、インサイダー情報の不適切な開示も多く、多くの国で違法とされています。違反した個人は、課徴金や刑事罰(罰金や懲役刑・禁固刑)のほか、利益相当額やそれ以上の額の納付命令を受ける可能性があります。



Panasonic

発行元：パナソニック ホールディングス株式会社

2024年4月1日版